

個人情報取扱規程

第1条（目的）この規程は、武蔵野市立第五小学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会員の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

第2条（定義）本規程において、用語の定義は次の通りとする。

- ①「本人」とは、個人情報の対象者である児童ならびに児童の保護者も含まれる。
- ②「役員」とは、PTA会則の第6条1項に定められた会長、副会長、書記、会計をいう。
- ③「運営委員」とは、PTA会則の第19条1項に定められた役員を除く運営委員会を構成する者をいう。

第3条（責務）本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第4条（個人情報保護管理者）本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
3. 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第5条（個人情報の収集）本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的、利用期間、利用、提供方法を決め、本人に明示する。

2. 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

第6条（個人情報の利用の制限）本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- ①法令に基づく場合。
- ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

第7条（個人情報の管理）個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- ①紛失、破損その他の事故防止。
 - ②改ざんおよび漏えいの防止。
 - ③個人情報の正確性および最新性の維持。
 - ④不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去。
2. 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第8条（第三者への提供の制限）本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- ①法令に基づく場合。
- ②人の生命、身体 または 財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2. 個人情報の提供を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- ①本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合。
 - ②個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

第9条（第三者からの提供）本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- ①法令に基づく場合。
- ②人の生命、身体 または 財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第10条（保有個人情報の開示請求）本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

第11条（保有個人情報の訂正または削除請求）本会は、本人から保有する個人情報の利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

第12条（漏えい時などの対応）個人情報を漏えい等（紛失を含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに個人情報保護管理者に報告する。

第13条（研修）個人情報保護責任者は、役員、会計監査、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業員に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

付 則

2022年（令和4年5月26日）制定